

平成31・32年度に青梅市内の全中学校に 「特別支援教室」が設置されます

～中学校の「情緒障害等通級指導学級」が「特別支援教室」に変わります～

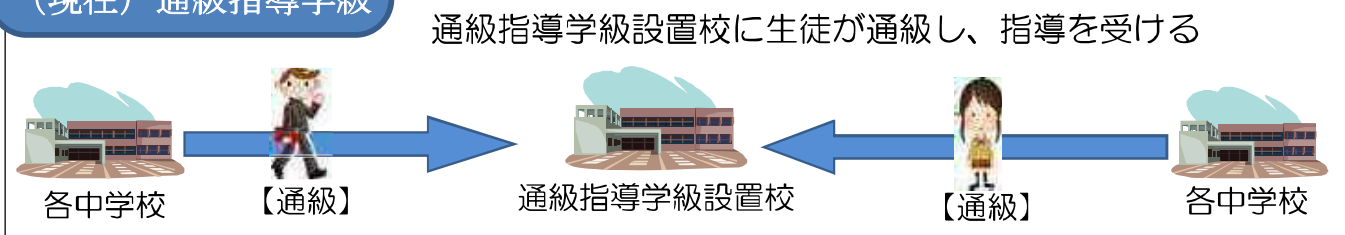
「子どもが動く」 から 「教員が動く」 へ

現在、中学校の通常の学級に在籍し、コミュニケーションなどに課題を抱える生徒の一部は、在籍学級における授業の時間帯に、他校に設置された情緒障害等通級指導学級で特別な指導を受けています。しかし、移動に時間がかかることや送迎が必要になるなどの課題がありました。

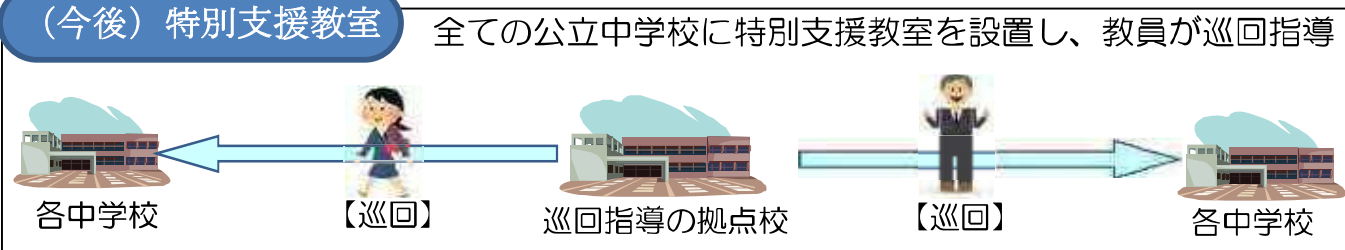
特別支援教室は、教員が各校の特別支援教室を巡回して指導することにより、今まで通級指導学級で行ってきた特別な指導を生徒が在籍校で受けられるようにするものです。

小学校については、平成30年度から全小学校に設置されています。中学校についても平成31年度に一部の中学校に導入し、平成32年度から全中学校で実施します。

(現在) 通級指導学級



(今後) 特別支援教室



【特別支援教室導入により期待される効果】

- ・巡回指導教員が、在籍学級担任や教科担任等と共通理解を持ち、協働して指導することにより、生徒の在籍校で、生徒それぞれの状態に応じた特別な指導を実施できるようになります。それにより、生徒の学習能力の向上や在籍学級における集団適応能力の伸長が図られます。
- ・巡回指導教員や在籍学級担任等が、臨床発達心理士等の専門家の意見を踏まえた指導等を行うことで、生徒は将来の自己イメージを持ち、進路や将来を見据えた展望を持てるようになります。
- ・巡回指導教員や臨床発達心理士等の専門家が在籍学級における生徒の行動観察を行うことで、支援を必要とする生徒に対して早期からの適切な支援が可能となります。

平成31年4月
青梅市教育委員会

中学校に特別支援教室が導入されるとどうなりますか？

Q1 特別支援教室の設置計画はどのようになっていますか？

A1 以下のとおり設置されます。

設置年度	巡回指導の拠点校	巡回指導を行う中学校
平成31年度	第一中学校	第二中学校、西中学校、第七中学校
平成32年度	第三中学校	第六中学校、霞台中学校、吹上中学校、新町中学校、泉中学校

※例 第一中学校の巡回指導教員が、第一中学校、第二中学校、西中学校、第七中学校の特別支援教室で指導対象生徒の指導をします。

Q2 特別支援教室が導入されると指導を受けられる時間はどうなりますか？
また、在籍校以外で指導を受けることはできますか？

A2 これまでどおり、必要な時間数の指導を受けることができます。また、基本は在籍校で巡回指導を受けることとなりますが、指導上の必要により在籍校以外で指導を受ける方が効果的な場合等は他校の特別支援教室に通って、指導を受けることも可能です。学校及び青梅市教育委員会と御相談ください。

Q3 特別支援教室になると指導内容が変わりますか？

A3 通級指導学級で実施してきた生徒の状態に応じた「自立活動」、「教科の補充」の指導を在籍校で受けられるようにするもので、通級指導学級と特別支援教室で指導内容が変わるものではありません。
また、指導の目的は、生徒の学習上・生活上の困難さの改善により、可能な限り多くの時間、在籍学級で他の生徒とともに学校生活を送ることです。在籍校で実施することで、巡回指導教員と在籍学級担任や教科担任等との連携が緊密になり、指導内容の充実を図ることができます。
なお、単に学習の遅れを取り戻すための指導を行うものではありません。

Q4 小学校でも特別支援教室で指導を受けていましたが、中学校でも継続して指導を受けることができますか？

A4 小学校の特別支援教室での指導の経過から、中学校入学当初から特別支援教室での指導を開始することで円滑に中学校への進学が果たせることが見込まれる場合は、入学当初からの継続指導を検討します。
特別支援教室での指導を希望する場合は、青梅市教育委員会就学相談室（25-1014）までお問い合わせください。そのほかお聞きになりたいことがあれば、青梅市教育委員会学務課教育支援係（22-1111 内線2374）までお問い合わせください。

特別支援教育の充実には、保護者の理解が重要となります

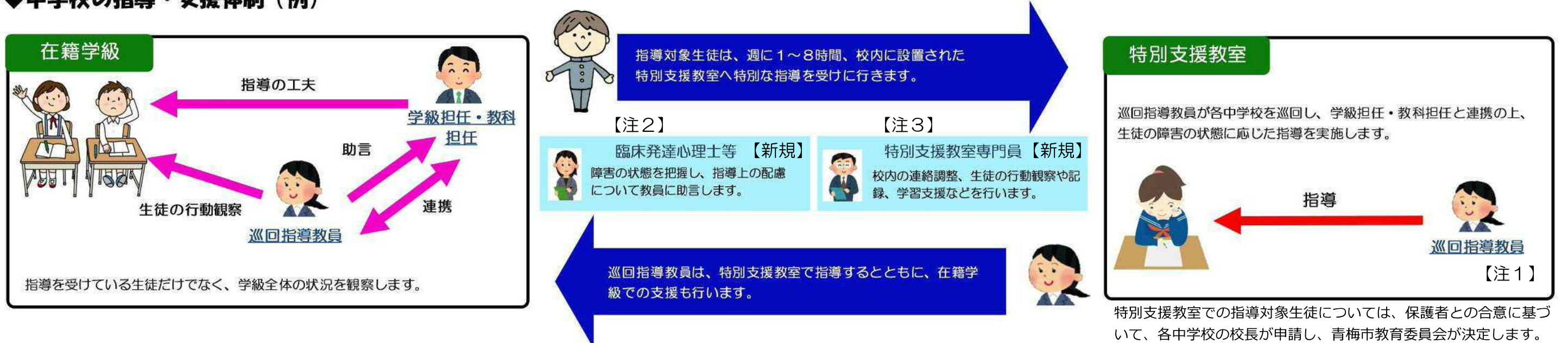
支援を必要とする生徒一人一人の生活上や学習上の困難を改善するためには、特別支援教室での特別な指導だけでなく、在籍学級や家庭と連携した継続的な指導が重要です。

このため、保護者の皆様にも特別支援教室の導入と運営についてご理解・ご協力をお願いします。

中学校における特別支援教室での指導・支援

平成32年度までに全ての公立中学校に「特別支援教室」を設置し、各中学校で障害の状態に応じた特別な指導を受けられるようにします。

◆中学校の指導・支援体制（例）



特別支援教室で行う指導とは…

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする生徒に対し、障害の状態に応じて「自立活動」の指導を行うものです。

<p>学習場面で現れる課題【例】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆コミュニケーションがうまく図れない。 ◆相手の立場になって考えることが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆注意を集中し続けることが難しい。 ◆授業中に席を離れてしまったり、質問が終わらないうちに出し抜けて答えてしまったり、他の人がしていることを邪魔したりしてしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆音読が苦手である。 ◆書くことが苦手である。 ◆計算が苦手である。
<p>指導事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ロールプレイ等で、適切な会話ができるようになるための指導 ◆物語の登場人物の気持ちを考えるなどの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ◆必要な情報を少なくし、いくつかの情報の中から必要なものに注目できるようになるための指導 ◆順番に人の話を聞くなど、ルールに従って行動できるようになるための指導 	<ul style="list-style-type: none"> ◆自分に合った学習方法を習得し、その方法を取り入れて、在籍学級での学習を円滑にできるようになるための指導
<p>中学校段階での課題への対応【例】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆定期考査に向けて、出題の範囲を確認したり、自分のペースに合わせた学習のスケジュールを組んだりして、学習への見通しをもてるようになるための指導 ◆思春期において、自尊感情・自己肯定感を高めるとともに、将来の進路選択・進路決定に向けた自己理解や具体的な進路情報の収集等に関する個別指導 ◆部活動等、授業以外の活動場面や地域等での人間関係の形成に関する指導 		

【注1】 これまでの通級指導学級の担当教員が「巡回指導教員」という名称に変わります。

【注2】 臨床発達心理士等とは、「臨床発達心理士」、「特別支援教育士」、「学校心理士」のいずれかの資格取得者であり、特別支援教室導入校を巡回します。

【注3】 特別支援教室専門員は、特別支援教室導入校に配置します。